

キャラクター利用規程

(目的)

第1条 この規程は、古河市文化協会（以下「協会」という。）が著作権を所有するマスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 対象とするキャラクターは、次の2作品とする。

- (1) 16歳桃香（原著作者 なま）
- (2) 9歳桃香（原著作者 浅野恭司）

(利用登録)

第3条 キャラクターを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、利用に当たって、あらかじめ古河市文化協会キャラクター利用登録申請書（様式第1号）により利用の登録をしなければならない。

2 利用の登録ができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 市内に在住する者
- (2) 市内に本社、本部、工場、支店又は支部等のいずれかがある企業、団体

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を認めないものとする。

- (1) 申請者（申請者が企業又は団体である場合は、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めるとき。
- (2) 前号に掲げる者のほか、協会が利用の登録を不相当と認めるとき。

(利用許可申請)

第4条 申請者は、前条の登録を完了した後、古河市文化協会キャラクター利用許可申請書（様式第2号。以下「利用許可申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて協会に申請しなければならない。

- (1) 利用する物品等の見本。ただし、見本を添付できない場合は、写真や印刷物で代えることができる。

(2) その他協会が必要と認める書類

(利用の許可)

第5条 協会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、当該利用が協会並びに古河市の文化向上と知名度アップ及び活性化に寄与すると認めるときは、キャラクターの利用を許可するものとする。

2 協会は、審査の結果について、古河市文化協会キャラクター利用許可(不許可)書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 利用許可期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。この場合において、利用の許可を受けた申請者(以下「利用者」という。)が許可期間終了後も継続して利用を希望する場合は、利用を希望する年度ごとに利用許可申請書の提出により、許可申請をしなければならない。

4 年度の途中でキャラクターの利用許可を受けた場合の許可期間については、許可を受けた日から当該年度の末日までとする。

5 第4条の規定により許可を受けた事項に変更が生じた場合は、古河市文化協会キャラクター利用許可内容変更申請書(様式第3号)により、速やかに協会に申請し、協会の指示に基づき修正をするものとする。

(利用条件)

第6条 キャラクターの利用に当たっては、次の各号を厳守すること。

(1) 反社会的な活動及び風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)に関わる業種の営業等には利用しないこと。

(2) 特定の個人、政党、宗教団体の支援に利用しないこと。

(3) 営利目的(申請者またはその他の第三者が直接的に金銭その他経済的利益を得ること。また、特定の商品、サービス、商店、企業の宣伝効果を目的とすること。)に利用しないこと。ただし、古河市ふるさと納税事業に使用する場合は、この限りではない。

(4) キャラクターの一部変更は認めないものとする。ただし必要な変更が生じる場合、協会の承認を得たものはこの限りではない。

(5) キャラクター利用の権利について、第三者への譲渡または転貸をしないこと。

(6) 利用キャラクターについて、協会の許可なく商標として登録しないこと。

(7) 利用キャラクター以外に、勝手に「桃香」を名乗らない。

- (8) 利用キャラクター以外に、勝手に「桃香」を作らない。
- (9) 利用キャラクターに性格付けをするようなことをしない。
- (10) 協会の指定するイラストのみの利用とする。協会の許可なくイラストの著しい変形又はイラストを基とした立体物の作成は原則として許諾しないものとする。指定するイラストは別に定める。

(著作権表記)

第7条 利用者は、利用物品のいずれかの場所に次の表記を行わなくてはならない。ただし、協会の指示又は承認により表記を省くことができる。

「©2013古河市文化協会／Nama # 許可番号」 16歳桃香

「©2013古河市文化協会／K. Asano # 許可番号」 9歳桃香

(利用料金)

第8条 キャラクターの利用料金等は、次の通りとする。

利用料金は、当分の間無償とする。ただし、利用者は、協会が実施する各種文化行事に際し、協会の要請に応じ広告、宣伝活動、参加募集活動等に積極的に協力するものとする。

(免責)

第9条 キャラクターの利用に関する外部からの一切の苦情及び損害賠償に対しては、利用者が全責任を負い、協会は一切の責めを負わないものとする。また、利用者はキャラクターの利用に際し、故意又は過失により協会に損害を与えた場合は、これに生じた損害を賠償しなければならない。

(許可の取消し)

第10条 協会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消すことができるものとする。また、それに伴う利用者のいかなる損害に対しても、協会は責めを負わないものとする。

- (1) 利用者が倒産若しくは破産状態となったとき。
- (2) 利用者が社会的信用を失墜したとき。
- (3) 利用者が、行政庁の処分により業務を中止する状況に至ったとき。
- (4) 利用者の責めにより、協会又はキャラクターの原作者の信用を失墜する事態に至ったとき。
- (5) 利用者又は協会において、キャラクターの利用を中止せざるを得ない事態が発生したとき。
- (6) 第6条に規定する利用条件に違反したとき。

- (7) 誤認、誤解、混同を生じさせるおそれがあるとき。
- (8) 利用者が第3条第3項第1号に該当することが判明したとき。
- (9) その他当該許可が不相当であると協会が認めるとき。

2 前項各号の判断について疑義がある場合は、別に定める文化協会キャラクター管理委員会に諮るものとする。ただし、前項第8号の判断について疑義がある場合は、警察本部長に意見聴取するものとする。

(協議)

第11条 キャラクター利用に関し、利用条件や規程の解釈等において疑義が生じた場合は、速やかに連絡し、利用者と協会とがお互いに誠意をもって協議し解決するものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

(経過措置)

2 協会は、平成28年3月31日を経過する場合において、この規程の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

この規程は、平成26年7月30日改正し、即日施行する。

この規程は、平成27年4月1日改正し、即日施行する。

この規程は、令和5年5月20日改正し、即日施行する。